

かつしか 区議会だより

6月	4日	本会議（一般質問等）
	5日	本会議（一般質問、議案の付託、議案の議決等）
	8～11日	常任委員会（保健福祉、建設環境、文教、総務） 特別委員会（新庁舎整備・現庁舎跡地活用）
	15～17日	特別委員会（新庁舎整備・現庁舎跡地活用、 危機管理対策、地域交通政策推進）
	19日	議会運営委員会
	22日	本会議（議案の議決等）

主な内容 2・3面…一般質問 4面…可決された議案ほか

No.271 令和8年（2026年） 7月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX5698-1543



小菅東スポーツ公園内の日本庭園

令和8年度一般会計補正予算（第1号）を 全会一致で可決

今回の定例会では、13名の議員から区政一般質問が行われました。
また、令和8年度一般会計補正予算（第1号）をはじめとする区長提出議案等32件と、皇室

の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書（下欄参照）など議員提出議案6件が可決されました。

可決された意見書（要旨）

今回の定例会では次の意見書3件を可決し、関係機関に送付しました。

（件名の下の方には意見の分かれた意見書です。各会派の賛否は4面に掲載）

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書

国会および政府に対し、皇族数の減少という現実我真摯に向き合い、これらの方策を政争の具とすることなく、超党派による真摯かつ速やかな論議を促進し、今特別国会において皇室典範改正を実現することを強く求める。

すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書

国に対し、すべてのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく、安心して生活し、就労や学びなど社会参加を継続できるよう、次の事項について速やかに取り組むよう強く求める。

①ヤングケアラーに限らず、すべてのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念を明確にすること。

②ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。

③地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。

④ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書

国に対し、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向けた次の事項について速やかに実施するよう強く求める。

①低所得者や子育て世帯を対象とした新たな「住宅手当」制度を創設すること。あわせて、既存の家賃補助制度の対象拡大と補助額の引上げを図ること。

②居住支援法人等の活動を支援し、高齢者や子育て世帯への居住サポート住宅の整備や、孤独死への不安を解消するガイドラインの周知を推進すること。

③高齢者の健康管理や遠隔見守りサービスを普及させるため、IoT技術等を活用した次世代住宅の実用化を推進し、高齢期に備えた相談体制を整備すること。

④UR賃貸住宅や公営住宅の空き住戸をNPO法人等に定期借家・低い家賃で貸し出す仕組みを全国に広げ、子育て世帯等への家賃減額や所得要件の緩和を行うこと。

⑤生活保護の住宅扶助基準額を現行の家賃相場に見合う水準へ引き上げるとともに、地域差を踏まえた柔軟な基準設定を可能とすること。

可決された議案等

議案名下の☐は意見の分かれた議案（各会派の賛否は4面参照）

【区長提出議案等 32件】

予 算 1件

▼令和8年度一般会計補正予算（第1号）

歳入歳出にそれぞれ22億8千108万4千円を追加し、予算総額を2千852億4千108万4千円とする。

一部を改正する条例 9件

▼行政手続条例

行政手続法の改正を踏まえ、公示送達の方法を改める。

▼非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例

報酬の上限を引き上げるほか、所要の改正をする。

▼区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

学校医および学校歯科医に係る休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改める。

▼特別区税条例

地方税法の改正に伴い、所要の改正をする。

▼事務手数料条例

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、規定の整備をする。

▼子ども総合センターの設置等に関する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、規定の整備をする。

▼地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

4面に続く